

令和5年度 第2回東京都保険者協議会医療計画等検討部会 会議要旨

委員定数 18名

1 開催日時 令和5年12月22日（金） 15時10分～16時36分

2 開催会場 Web会議形式にて開催（AP市ヶ谷5階Dルーム）

3 出席者 【14名】

全国健康保険協会東京支部代表	2名
健康保険組合代表	3名
国民健康保険の区市町村代表	3名
国民健康保険組合代表	2名
共済組合代表	1名
東京都後期高齢者医療広域連合代表	1名
健康保険組合連合会東京連合会代表	1名
東京都国民健康保険団体連合会代表	1名

4 会議次第

○開 会

○議 題

(1) 東京都保健医療計画 第七次改定 素案について

【東京都保健医療局 医療政策部医療政策課担当者からの説明】

(2) 第四期東京都医療費適正化計画 素案について

【東京都保健医療局 保健政策部国民健康保険課担当者からの説明】

(3) 東京都保健医療計画 第七次改定に対する意見書案について

(4) 第四期東京都医療費適正化計画に対する意見書案について

○閉 会

5 会議要旨

(事務局)

《開会》

- ・東京都保険者協議会医療計画等検討部会設置運営要綱第9条（会議録等の取り扱い）について説明
- ・議決権を有する委員（代理人含む）18名中現在14名出席のため、東京都保険者協議会医療計画等検討部会設置運営規程第7条に基づき、過半数に達していることを報告

議題（1）東京都保健医療計画 第七次改定 素案について

(東京都保健医療局 医療政策部医療政策課担当者)

- ・議題内容に入る前に以下の四点について事前説明があった。

一点目、本日説明する計画素案は、11月27日開催の東京都保健医療計画推進協議会で取りまとめたものであり、年内に予定している貴会への正式の意見照会の際に記載内容に変更が生じること。

二点目、東京都保健医療計画はかなり広範な内容となっているため所管部署も多岐にわたっており、ご質問、ご意見については持ち帰らせていただくことがあること。

三点目、計画素案の一部について今年度改定中の他計画の内容を反映している箇所があること。

四点目、前回の会議で委員から『保険者として直接的に関わる生活習慣病予防の分野で、取組の方向性「1糖尿病・メタボリックシンドロームに関する普及啓発」の「事業者・医療保険者などによる働く世代の糖尿病予防の取組への支援」について、労働関係部局の関与はどのようになっているか。』という質問があった。

この度、所管部署より、「健康づくりを進めていくためには様々な関係機関等のご協力が欠かせないことから、都は健康増進法に基づく都道府県健康増進計画である東京都健康推進プラン21を着実に推進し、計画の実効性を確保するとともに、その推進に関わる関係者の連携・協力を図るため、東京都健康推進プラン21推進会議を設置している。労働安全衛生法を所管する東京労働局など関係機関等の方々にもメンバーに入っていていただき、今後ともご意見を伺いながら施策を進めていく。」という回答があったこと。

続けて、【資料1】を用いて説明

(部会長)

質問、意見等はあるか。

(全国健康保険協会東京支部を代表する副部会長)

資料1-3の473ページ「2 医療資源の効率的な活用」について、記載されている内容はほぼ医薬品についてであるが、かかりつけ医から必要な専門医を紹介してもらい、大病院に直接行かないことも、医療資源の効率的な活用として大きな役割を担うのではないか。かかりつけ医機能について整理している最中で、落としこみにくいと思うが、医療資源の効率的な活用に必要な項目ではないかと思うが、いかがか。

(東京都保健医療局 医療政策部医療政策課担当者)

医療費適正化計画の所管で作成しているため、ご質問を預からせていただく。

※後日所管部署より回答

かかりつけ医を持って必要な専門医を紹介してもらい、といった加入者の適切な受診行動については、P473「2 医療資源の効率的な活用」の最後の〇にて、加入者に対する「医療機関等の適切な受診に関する啓発」を記載している。

(部会長)

後日不明点等が出た際は、対応願いたい。

(東京都保健医療局 医療政策部医療政策課担当者)

承知した。

(部会長)

他に質問、意見等はあるか。

(特になし)

議題 (2) 第四期東京都医療費適正化計画 素案について

(東京都保健医療局 保健政策部国民健康保険課担当者)

・議題内容に入る前に以下の二点について事前説明があった。

一点目、本日説明で使用する計画素案については、12月4日に開催した東京都医療費適正化計画検討委員会時点のものであり、12月下旬にパブリックコメント及び貴会への意見照会を予定しているが、その際には12月4日の会議での委員意見や他計画と関連する部分の調整等を踏まえ内容に修正が入る可能性があること。

二点目、保健医療計画と同様に、関連する他計画との整合性を図りながら記載している部分があり、ご質問やご意見については持ち帰る可能性があること。

続けて、【資料2】を用いて説明

(部会長)

質問、意見等はあるか。

(健康保険組合連合会東京連合会を代表する副部会長)

医療計画策定にあたり各検討会が開催されており、大変忙しい中、各検討会での意見を早速取り入れての策定について、都の事務局に御礼を申し上げます。今後ともご苦勞いただくが、よろしくお願ひしたい。

(全国健康保険協会東京支部を代表する副部会長)

資料2-3の62ページ「(3) がん検診、肝炎ウイルス検査の取組」の右側の下の【取組の方向性】について、①がん検診の1つ目の○で、「都民ががん検診を受診する機運の醸成に向けた効果的な普及啓発を行います。」とあるが、具体的な取組の記載がない。

日本健康会議の宣言2の具体的な取組のii)には、「集合契約の連絡調整に加えて、被用者保険の被扶養者向け健診と自治体のがん検診等の同時実施」という部分がある。国保は所管が別でも同じ組織の中で健診とがん検診を扱っている一方、被用者保険では実施主体が異なり、特に被扶養者は区市町村のがん検診を個別の案内に基づいて利用しているという実態がある。

協会けんぽ埼玉支部においては、健診と自治体のがん検診との同時実施を進めたところ、がん検診の実施率が向上したという実績がある。地域での健診同時実施により被扶養者はがん検診にアクセスしやすくなる。そのため、【取組の方向性】に、自治体のがん検診と

被扶養者の健診の同時実施についての内容が入ると被用者保険としてはありがたいが、いかがか。

(東京都保健医療局 保健政策部国民健康保険課担当者)

関係部署で事業を実施している関係で、持ち帰らせていただいてどのような整理ができるか、検討させていただきたい。

(部会長)

他に質問、意見等はあるか。

(特になし)

議題 (3) 東京都保健医療計画 第七次改定に対する意見書案について【協議】

(事務局)

【資料3】を用いて説明

(部会長)

質問、意見等はあるか。

(特になし)

議題 (4) 第四期東京都医療費適正化計画に対する意見書案について【協議】

(事務局)

【資料4】を用いて説明

(部会長)

協議の前に、意見について補足説明をさせていただく。

項番2「特定健康診査及び特定保健指導の数値目標について【目標値の設定】」について、資料2-3の44ページにあるとおり、東京都内では特定健診の実施率が令和3年度は65.4%で全国2位と平均を上回っている。一方、特定保健指導の実施率が令和3年度は23.1%で37位と、下位となっている。

こうした状況の中、国では保険者種別の実施率の目標値を設定している一方で、東京都

の計画案では保険者種別の実施率の目標値を設定していない。東京都は全国と比べても非常に強い地域特性がある。昼間人口が多くて夜間人口が少ないなど、様々な実態を踏まえて目標値を設定し、取り組むべきではないかという趣旨の意見である。

(部会長)

意見書案について、質問、意見等はあるか。

(部会長)

マイナ保険証という表記とマイナンバー保険証という表記があるが、後で統一するのか。何か正式な名称があるのか。

(事務局)

用語の記載については、東京都の医療費適正化計画等の表現に合わせて統一し修正させていただきます。

(部会長)

質問、意見等はあるか。

(特になし)

以上で本日の議事は全て終了とする。

閉 会